

PCB 廃棄物処理事業の終了に向けた JESCO の取組状況

PCB 処理営業部

令和 6 年 3 月末に、北九州・大阪・豊田の 3 事業所における処理事業が終了した。同年 8 月には、国のポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画が変更され、北九州・大阪・豊田事業エリア内で保管されている高濃度 PCB 廃棄物について、北海道 PCB 処理事業所において受入れ、処理を行うこととなった。また、同年 9 月 2 日から、同廃棄物の登録及び中小企業者等軽減制度申請の受付を再開した。

登録再開を受け、関連する自治体、地方環境事務所等と連携して保管事業者への対応を実施し、最終確認を進め、同年 12 月 13 日に登録を終了した。登録状況は以下 2. の通りである。また、登録情報は北海道事業所とも共有している。

東京及び北海道事業エリアにおいては、新たなポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画に基づき、事業終了準備期間を活用した処理を継続している。東京・北海道の 2 事業所においても、令和 7 年度末までに登録された廃棄物のすべての処理を終え、事業を終了させる。

1. 東京及び北海道事業エリアの状況

- 東京及び北海道事業エリア共に計画的処理完了期限を終え、現在は事業終了準備期間を活用した処理を進めているところである。変圧器・コンデンサー等に関して令和 8 年 3 月までを事業期間として処理を続けている。
- 事業終了準備期間の始期である令和 5 年 4 月からこれまでに新規登録された高濃度 PCB 廃棄物の数量は令和 7 年 2 月時点で、東京事業エリアでは変圧器・コンデンサー 458 台（変圧器 4 台、コンデンサー 454 台）、廃 PCB 油 5,590kg（10L ペール缶で 48 本）、保管容器 9,952kg（72 台）、また北海道事業エリアでは、変圧器・コンデンサー 296 台（変圧器 9 台、コンデンサー 287 台）、廃 PCB 油なし、安定器・その他汚染物（101t）となっている（北海道事業所で処理予定の北九州、大阪、豊田事業エリアの登録済、未搬入の高濃度 PCB 廃棄物は含まない）。
- 北九州、大阪、豊田各事業所の事業終了後に、北九州、大阪、豊田事業エリアから登録された高濃度 PCB 廃棄物は、変圧器 3 台（北九州 1 台、大阪 2 台）、コンデンサー 363 台（北九州 101 台、大阪 188 台、豊田 74 台）、PCB 油 2,908kg（北九州 134kg、大阪 2,449kg、豊田 325kg。ペール缶等 94 本）、安定器・その他汚染物等 29t（北九州 10t、大阪 9t、豊田 10t）となっている。
- 令和 7 年 2 月時点での両事業所への未搬入の数量は、東京事業エリアでは変圧器、コンデンサー、廃 PCB 油・保管容器ともになし、北海道事業エリアでは、北九州、大阪、豊田各事業所の事業終了後に、北九州、大阪、豊田事業エリアから登録されたものも含め、変圧器 3 台（北九州 1 台、大阪 2 台）、コンデンサー 385 台（北海道 22 台、北九州 101 台、大阪 188 台、豊田 74 台）、廃 PCB 油 2,908kg（北九州

134kg、大阪 2,449kg、豊田 325kg。ペール缶等 94 本)、安定器・その他汚染物等 124t (北海道 95 t、北九州 10t、大阪 9 t、豊田 10t)) となっている。

- 未搬入の保管事業者については自治体や地方環境事務所と情報を共有し、自治体の立入調査・指導への同行も行いながら連携して対応している。
- JESCO では保管者支援課を新たに立ち上げ、必要に応じて営業企画課員とそれぞれ併任させ、保管事業者への営業・登録・契約締結を一体的に対応ができるよう体制を強化した。
- 引き続き令和 6 年度も各自治体の担当職員向けに、照明器具のラベル情報や安定器の銘板情報により PCB 使用・不使用を判別するための最新の知見を提供するための「PCB 使用安定器の判別等に関する研修会」を行っている（地方環境事務所及び自治体と連携し開催）。また自治体からの相談に基づき、PCB 使用安定器の掘り起こし調査への協力として、照明器具や安定器の写真による確認・判定や現地調査等を実施している。
- なお、新潟県上越市において使用中のコンデンサーが発見された件については、停電工事の未実施が隘路となっているが、関係部署が保管事業者に対する停電工事事業者の紹介を含めた支援を実施中である。ただし、状況によっては行政代執行を選択肢として含めながら、早期の着実な処理を目指していく。

※北海道事業エリアの安定器・その他汚染物等には、1 都 3 県のものを含む。

2. 北九州、大阪、豊田事業エリアの状況

- 北九州、大阪、豊田各事業所の事業終了後に、北九州、大阪、豊田事業エリアから登録された高濃度 PCB 廃棄物は、変圧器 3 台（北九州 1 台、大阪 2 台）、コンデンサー 363 台（北九州 101 台、大阪 188 台、豊田 74 台）、PCB 油 2,908kg (北九州 134kg、大阪 2,449kg、豊田 325kg。ペール缶等 94 本)、安定器・その他汚染物等 29t (北九州 10t、大阪 9 t、豊田 10t) となっている。【再掲】
- 令和 5 年度末までに JESCO の北九州・大阪・豊田の各事業所における処理事業を終了したが、同エリアでその後新たに発見された高濃度 PCB 廃棄物に関しては、令和 7 年度末までの間に北海道事業所に搬入し、北海道事業所の処理計画に影響を与えない範囲で処理を実施する予定（令和 6 年 9 月から 12 月まで JESCO への登録を実施）となっている。
- JESCO では、北九州・大阪・豊田事業エリアに広く分散する保管事業者の情報把握と円滑な処理委託契約を進めるため、本社営業部に保管者支援課西日本分室を設置し、関係者との連携の元で情報把握等に努めている。

3. 各事業エリアでの新規登録事業場数の推移(令和7年1月末実績)

1) 変圧器・コンデンサー等

各事業エリアでは、令和5年度は令和4年度と同程度か若干少ない件数となっていたが、令和6年度は、9月に北九州・大阪・豊田事業エリアにおける新規登録が再開し、各関係機関からの最終確認要請の取組強化により登録数が増加した(図1)。

変圧器、コンデンサーに関する令和7年1月の新規登録事業場数及び数量は、東京9件(コンデンサー9台)、北海道15件(コンデンサー16台。うち7件が北九州・大阪・豊田事業エリアからのもの)となっている。

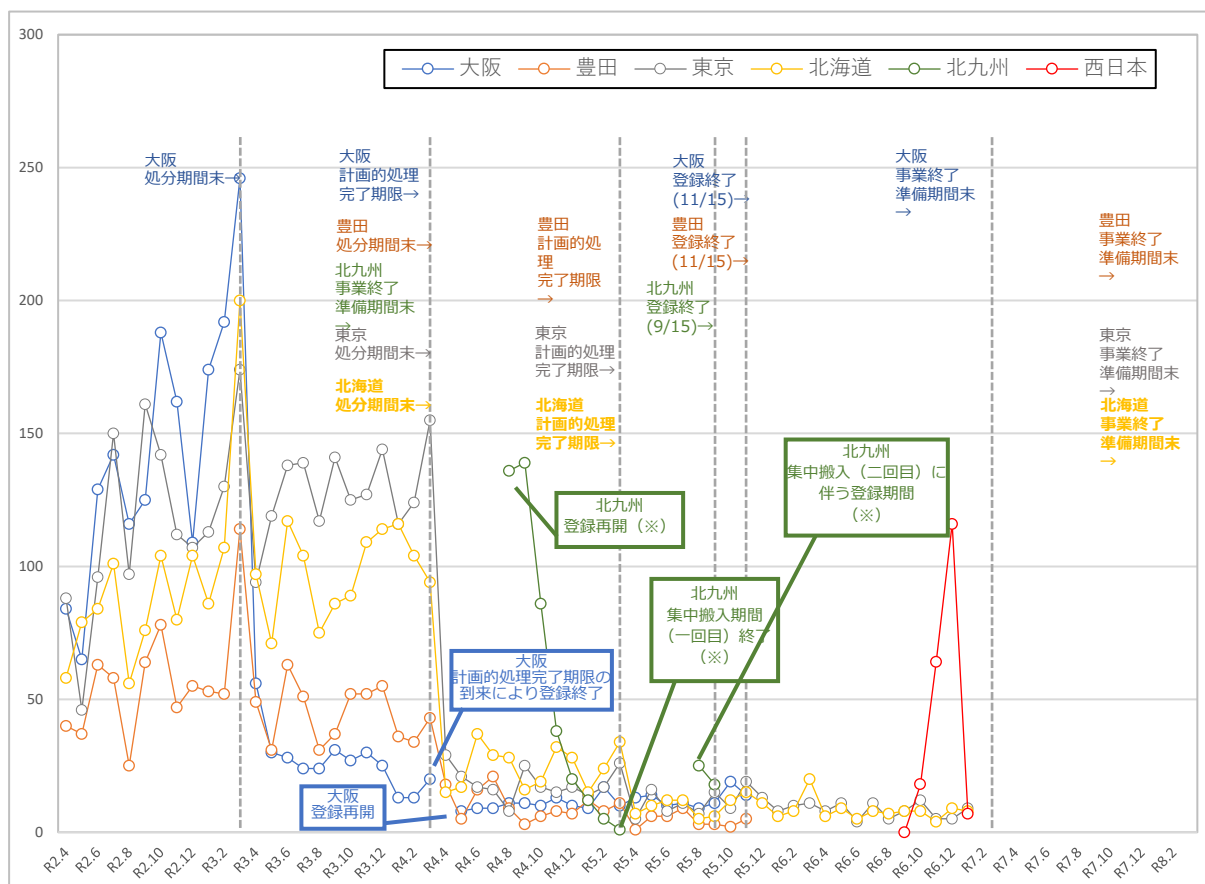


図1 各事業エリアの新規登録事業場件数(変圧器・コンデンサー等)

※ 北九州事業エリアについては、計画的処理完了期限(H31.3)後、H31.4~R4.5は新規登録を受け付けていない。大阪及び豊田事業所での広域処理に向けた登録再開(R4.6)後、R4.6~R4.7は保管現場での廃棄物確認や保管事業者への意向確認等の手続きを進めており、新規登録は無し。また、一回目の集中搬入期間(R4.10~R5.3)の終了後、一旦新規登録を停止し、R5.11~12に設定された二回目の集中搬入期間に向けて再度R5.8~9に新規登録を受け付けた。

2) 安定器・汚染物等

安定器・汚染物等に関する令和7年1月の新規登録事業場数、数量は北海道87件、6t（うち27件、2tが北九州・大阪・豊田事業エリアの物に係るもの）。

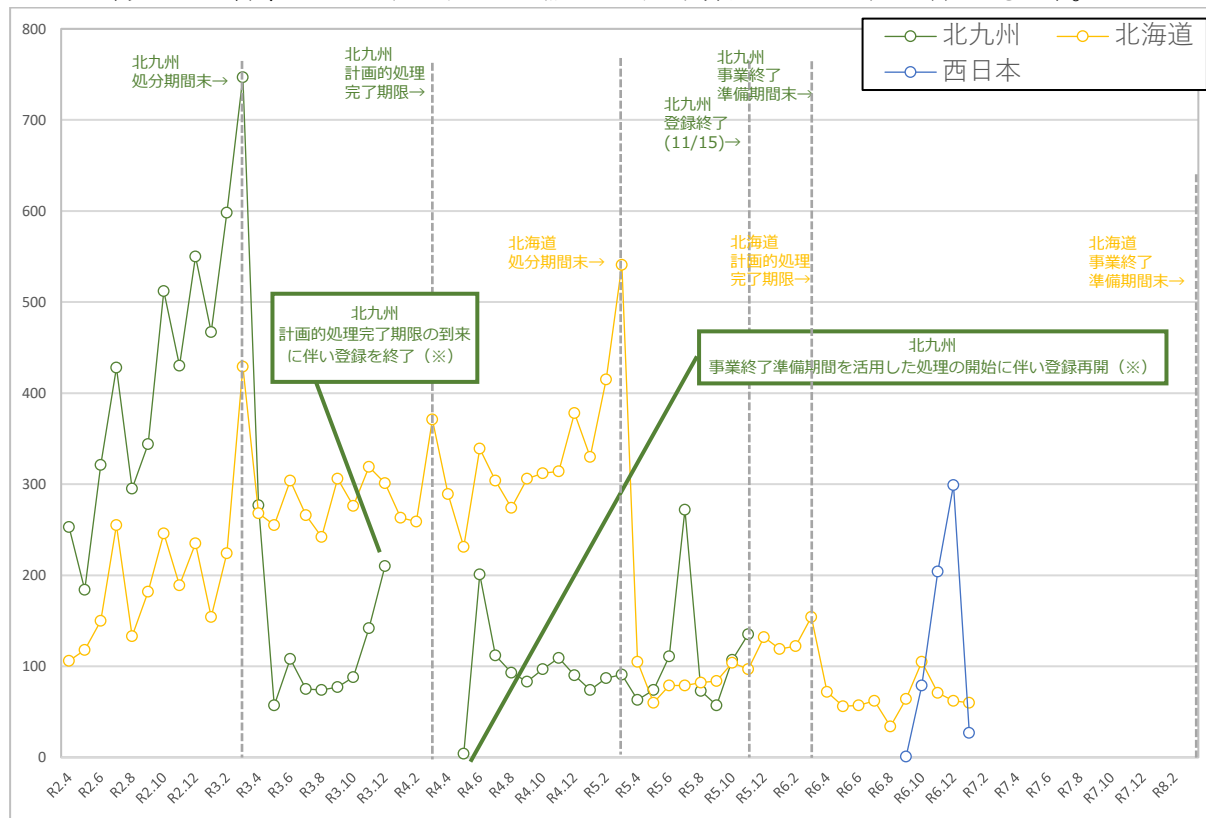


図2 北九州・北海道両施設での新規登録事業場件数（安定器・汚染物等）

※ 北九州事業エリアについては、計画的処理完了期限末（R4.3）の到来に伴い、R4.1～4 は新規登録を受け付けていない。その後、事業終了準備期間を活用した処理を行うとの環境省の方針を受け、R4.5以降新規登録を再開した。

4. 今後の対応

○現在のところ、新潟県上越市の案件の他に、各事業エリアにおいて処理手続難航者はいないが、東京事業所及び北海道事業所での処理は令和7年度末までに終了することなども踏まえ、全事業所での処理完遂に向け、より一層関係機関との連携を強化して取り組んでいく。

○加えて、北九州・大阪・豊田の各事業エリアでは、環境省の方針に従い、自治体及び地方環境事務所等と連携して、新たに発見された高濃度 PCB 廃棄物等に関する情報共有等を図るとともに、保管事業者に対して JESCO への登録・処理委託契約の促進を図るべく取組を進める。